

行政手続コスト20%以上削減の取組 について（暫定版）

令和2年2月19日

内閣府 規制改革推進室

1. 3年間の行政手続コスト削減の取組

(1) 手続自体の廃止等（量的削減）

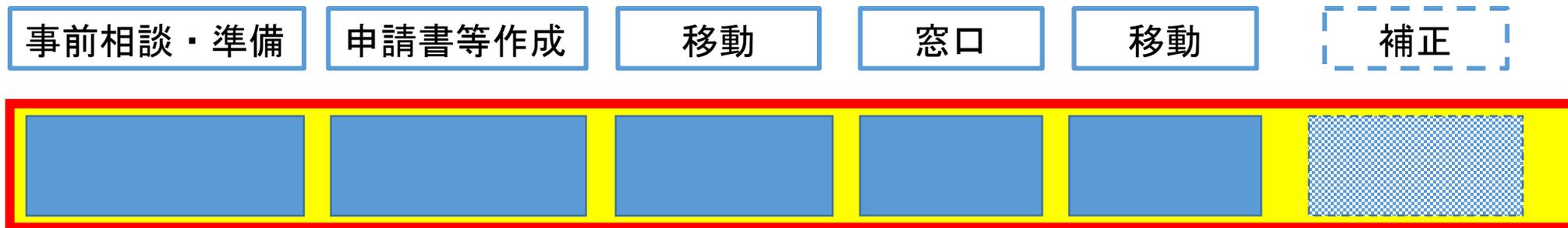
- 手続の廃止等 → 他の手法による必要情報の入手（ワンスオンリー）等により規制自体の見直し
（例：被保険者住所変更届等の廃止（厚労省・社会保険）
労働保険一括有期事業開始届の廃止（厚労省・社会保険）
「経由警察署長の変更の届出」の統廃合（警察庁・営業許認可））
- 手続の合理化等 → 調査手法等の変更（例：調査員による目視確認、全数調査をサンプル調査に）
優良事業者の許認可有効期間の長期化（環境省・営業許認可）

(2) 手続に要する時間の削減

- オンライン化・郵送提出などにより、窓口への移動時間を削減
- 自動転記・添付書類の削減などにより、書類の作成等の時間を削減

「時間計測」により把握される事業者の負担

典型的な行政手続に係る時間構成



各項目の削減対策

- 事前相談・準備 → 相談電子化、ローカルルール把握による準備負担軽減、記入要領明確化、Q&A見直し
※ 中には、決定までに3回以上窓口を訪問している手続きなども
- 申請書等作成 → 添付書類削減、自動転記・プレプリント、入力支援
- 移動時間・待時間 → 電子化、郵送導入
- 補正 → 記入要領明確化、エラーチェック機能等、補正電子化

2. 行政手続部会が提示した原則と具体的に取られた対策

(1) 行政手続の電子化の徹底（原則1）

(オンライン化)

- ・ 保安ネットの構築による産業保安・製品安全関係法令手続の電子化（大宗を占める電気事業法に基づく手続については、大手申請者側の準備が整うことで、オンライン化率は8割を超えると想定）（経産省・営業許認可）
- ・ オンライン化（昨年12月にオンライン申請を可能とし、3月までに6割程度の利用率を見込む（金融庁・営業許認可））
- ・ 飲食業の許可等（自治事務）に関してオンラインシステムを整備。法律改正で施設基準について省令で参酌すべき基準を示し、標準化の取組を進めるとともに、申請様式については、当該施設基準に基づくオンラインシステムでの申請事項を設定することで標準化を推進。（厚労省・営業許認可） **【5年計画】**

(義務化等)

- ・ 大法人の電子申請義務化（社会保険）（2年4月～）
- ・ 省令改正し、オンライン報告を原則化（厚労省・調査統計）（31年1月～）

(オンライン化を妨げる規制の改革)

- ・ 押印・署名の省略の推進、賃金台帳等の添付書類の省略（社会保険）

(利用勧奨)

- ・ HP・リーフレット等による広報、電子申請アドバイザーによる直接訪問・初期設定等、説明会の開催、労働局等に実機を用いた体験コーナーの設置・相談員の配置等（社会保険）
- ・ 業界団体との意見交換会で協力依頼（金融庁・営業許認可）
- ・ 労働局所在地以外に所在する事業所に対してオンライン・郵送提出を勧奨（厚労省・営業許認可）

(システムの使い勝手の改善等)

- ・法人共通認証基盤によるID・パスワード方式の対応、処理期間の短縮、申請結果の早期通知、取下げ機能等の追加、届書作成プログラムの無償提供、APIによる民間ソフトウェアとの連携など(社会保険)【社会保険全体のオンライン利用率は、取組開始前の約11%から最新の数値で約19%程度に上昇】
- ・システム改修(不備になりがちな添付ファイルをシステム上で必須項目とする・間違いの多い項目の横に注意書きを付すなど)、操作マニュアルの修正・HPのFAQの充実等で行政手続コスト20%程度削減(オンライン利用率99%)【経産省・営業許認可】
- ・HTML形式の調査票など(厚労省・調査統計)【オンライン利用率・29年度33%、31年6月に38%、元年3月に40%程度を見込む】
- ・添付書類のセルフチェック機能や誤入力防止機能を持つソフトウェアの配付(商業登記)【5年計画】
- ・社会保険労務士が提出代行する際の電子署名及び電子証明書の省略、公的個人認証サービスによる電子証明書の利用可能化、電子申請受理後の控の返送(厚労省・労務管理)

(その他)

- ・電子申請の優先処理(社会保険)
- ・ワード・エクセルでの編集可能な様式等の公表(国交省・営業許認可、農林省・営業許認可 など)/自動計算・プルダウンの活用

(事前相談の電子化等)

- ・申請等の事前相談をメールで行う(農林省・営業許認可)
- ・メールを利用した不備の修正(厚労省・補助金)

(2) 同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）（原則2）

（手続の廃止）

- ・ 被保険者住所変更届、被保険者氏名変更届（社会保険）

（自動転記機能等・プレプリント）

- ・ 補助金共通申請システム
- ・ 入力支援ソフトを配付しプレプリント機能を付与（厚労省・調査統計）
- ・ 把握している事業者情報等をプレプリント（経産省・調査統計）

（添付書類の廃止等）

- ・ 省令改正によって添付書類を削減（許可更新時の書類は枚数ベースで半減見込み）（国交省・営業許認可）
- ・ 他の資料等で確認できる添付書類を削減（農林省・営業許認可）
- ・ 公募段階・交付決定段階で同一書類の提出、他の補助金申請の際に利用可能な書類の提出を求めない（文科省・補助金）
- ・ 地方支分部局間で情報共有することで、ワンスオンリーを推進（国交省・補助金）
- ・ 直近3事業年度の損益計算書等について、法人税の申告の際に当該書類を提出している場合の不要化（財務省・営業許認可）
- ・ 営業許可の区域制限の撤廃（区域ごとに営業許可→一の許可）（財務省・営業許認可）

(3) 書式・様式の統一（原則3）

- ・ 標準的様式の作成・普及（就労証明書）
- ・ オンラインシステムによる全国統一フォーマットによる提出の普及・促進等（地方税）
- ・ 飲食業の許可等（自治事務）に関して、法律改正で施設基準について省令で参酌すべき基準を示し、標準化の取組を進めるとともに、申請様式については、当該施設基準に基づくオンラインシステムでの申請事項を設定することで標準化を推進。（厚労省・営業許認可）【再掲】

○ ローカルルールの廃止等

- ・ 「算定基礎届」と「月額変更届」の二種類の提出を求めるローカルルールを廃止（社会保険）
- ・ 新旧対照表に変更部分以外も記載、営業所毎に申請書の作成を求めるなどローカルルールの廃止（国交省・営業許認可）
- ・ 添付書類の明確化（曖昧な記述（例：その他参考となる資料）を排し、資料を明記）（厚労省・許認可、国交省・補助金）

その他の取組

○ 手続自体の見直し（廃止）

- ・ 労働保険一括有期事業開始届の廃止、70歳に到達した際の資格喪失届の廃止（社会保険）
- ・ 経由警察署長変更の届出の廃止（警察庁・営業許認可）

○ 記入項目の削減等

- ・ 事業報告書、確認書類等の様式の変更（記載項目の削減、記号選択式導入）（法務省・営業許認可）
- ・ 定義の変更（厚労省・調査統計）
- ・ 様式自由の申請書類の定型化

○ 添付書類の見直し

- ・ すべての文書に原本証明を求めていたものを、公文書＋目録に変更（文科省・補助金）
- ・ 「戸籍抄本」の原本ではなく写しでも可とする（事業の相続時）（財務省・営業許認可）

○ 郵送提出等の導入・促進

- ・ 郵送による届出の推進（警察庁・営業許認可）
- ・ 郵送による書類提出の原則化（厚労省・営業許認可）

○ FAQの拡充、記載要領の拡充

- ・ 補正事例のデータを収集・分析して、HPの記載例を改善（商業登記）

○ その他

- ・ 軽微な誤り等は修正は職権で修正（再提出の時間削減）（国交省・補助金）

行政手続コストの計測について

時間で計測した「行政手続コスト」という分かりやすい指標を用いたことで、各府省に様々な取組を促したと考えられるが、次のような課題も明らかになった。

○制度改正等を行っていないにも関わらず、行政手続コストが増加した事例

- ・国土交通省（営業許認可）：行政書士へのアンケート結果のブレ
（同一の行政書士に、概ね同一規模の事業者を対象とするよう依頼していた）
- ・警察庁（営業許認可）：アンケート調査における特異事例等の影響／個別性（警察署からの距離）
- ・厚労省（調査・統計）：病院における調査票記入者の異動等

○地域毎に取組が行われている場合に議論が生じ得る

- ・農林水産省・営業許認可（都道府県知事の許可）
- ・警察庁・営業許認可（都道府県が郵送調査を順次導入）
- ・内閣府・就労証明書（書式・様式の共通化等による削減）

○処理期間の短縮等の取組が反映されない。

○計測された時間のみに焦点が当たり、個々の取組の結果が指標として明らかになっていない場合があり、事後的な検証が難しいものがある。

行政手続部会ではコスト計測負担を考慮に「時間計測」を採用。

- ・「金銭計測」、「時間計測」、「事業者の負担感」の3点を候補として検討。
- ・「金銭計測」は、人件費依存、計算・集計作業負担が課題とされ、「時間計測」と決定。
- ・部会では「簡易推計方法」を検討すべきとの方針

○ 時間計測につき、下記を留意点とした。（出所）平成29年3月29日行政手続部会

「コスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべき。」

「削減対象は、「時間（事業者の作業時間）」とする。計測については、以下のように行う。

- ①各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。その際、大規模なヒアリングやアンケート調査までは求めない。また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。
- ②取組の起算点（開始時）は、平成29年度とし、その上で、コスト計測を年度中の計測に最も適切な時期に行う。初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取組の進捗を管理する。」

○ 更に、次の作業方針が示されている（平成29年4月21日付け部会資料「基本計画策定のための作業方針」）

作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、適切な事業者数を各省庁が選定する。代表的又は標準的と考えられる事業者を数者選定することが考えられる。

4. 国税・地方税の取組

- ・ 国税・地方税については、「電子申告利用率」を数値目標とした上で、三つの定性的な目標「電子納税の一層の推進」「e-Tax/eLTAXの使い勝手の向上」「国税・地方税の情報連携の徹底」を設定

○行政手続の電子化の徹底（原則1）

- ・ 大法人の法人税・消費税、法人住民税・法人事業税の電子申告義務化
- ・ 電子申告率向上に向けた取組（電子申告率向上に向けた環境整備のほか、利用勧奨、広報活動など）
- ・ 電子納税の推進

○同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）（原則2）

電子申告率向上に向けた環境整備

- ・ 提出情報等のスリム化
- ・ データ形式の柔軟化（XML方式に加え、CSV方式を許容）
- ・ 提出方法の拡充（送信容量の拡大、光ディスク等による提出）
- ・ 認証手続きの簡便化
- ・ 国税・地方税のデータ連携の徹底（共通入力事務の重複排除） など

(まとめ) 20%削減の取組の振り返り

- ①規制改革推進会議の取組・チェックの下で、デジタル化など行政手続コスト削減に向けた多様な取組が展開

(経済界からもこうした取組の継続強化を求める意見(例えば、2019年度規制・制度改革に関する意見(日本商工会議所))

- ②行政手続コスト削減にオンライン利用率の向上が効果大

- ・窓口への往復等の時間だけでなく、自動転記・入力支援等により、申請書作成等の時間も削減
- ・手続内容、申請者の構成等により、オンライン利用率の向上し易さは全く異なる。
- ・オンライン利用率向上のためには、当該手続の課題に応じた環境整備（BPRの徹底（ワンスオンリーの拡大など）やシステムの使い勝手の向上）が必要
- ・システムの使い勝手の向上等について、多くの共通する取組がある一方、当該手続の実情を踏まえた取組も必要であること

- ③郵送手続、書式の公表、プレプリント等によっても行政手続コスト削減に効果

- ④簡易に計測した「時間」を基準とすることに課題(事後的な検証の難しさ)

- ⑤国税・地方税方式（オンライン利用率目標＋定性的目標）も、行政手続コスト削減の観点から一定の成果